

## Ⅱ 足場及び作業構台の安全点検等の充実

### (ア) 事業者が行う足場の点検等(安衛則第567条、第568条関係)

- 1 つり足場以外の足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 2 つり足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 3 悪天候（強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震）や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 4 上記3の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存することとされました。

### (イ) 事業者が行う作業構台の点検等(安衛則第575条の8関係)

- 1 作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた作業構台に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 2 悪天候（強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震）や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に、作業構台に係る墜落防止措置の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 3 上記2の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存することとされました。

### (ウ) 注文者が行う足場についての措置(安衛則第655条関係)

- 1 悪天候（強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震）の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとされました。
- 2 上記1の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存することとされました。

### (エ) 注文者が行う作業構台についての措置(安衛則第655条の2関係)

- 1 悪天候（強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震）の後に、作業構台に係る墜落防止措置の取りはずしの有無等の点検をし、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとされました。
- 2 上記1の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存することとされました。

※ ここでいう注文者とは、労働安全衛生法第31条で規定する注文者であり、特定事業の仕事を自ら行う注文者のことです。